

福祉部会で出された主なご意見と区役所の対応・考え方（令和7年度第2回）

| 番号 | 意見 | 区役所の対応・考え方 | | 担当課 |
|------|--|---|-----|---------------|
| | | 当日の回答 | 補足等 | |
| 福祉部会 | | | | |
| 1 | 【シャドウワークについて】 シャドウワークについてはこれまではあまり聞いたことがなかったけれど、昨年からは5、6回聞いている。ケアマネも包括も負担が大きい。少し前に包括の職員が次々に変わったことがあった。大変な事態というのはそういう時に起こるもの。負担の軽減が必要だと思う。 | (ご意見のみで回答なし) | — | 保健福祉課 (福祉) |
| 2 | 【運営方針の評価指数について】 運営方針の評価指数が、高齢者や障がい者の虐待通報件数ならば、令和6年度が6,800件あり、次年度の評価指数を7,000件に上げることに違和感がある。 | 評価指数7,000件は、見守りコーディネーターへの相談件数である。見守りコーディネーターは各地域に1人ずつおられ、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方の相談を受ける役割。一方、虐待通報は地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、警察や区役所が受けることになるため、見守りコーディネーターが受ける相談とは別のものである。通報は高齢者が令和7年度は65件、障がい者虐待は25件あり、増加傾向かつ複雑化・長期化する傾向にある。 | — | |
| 3 | 【高齢者・障がい者の虐待通報先について】 子どもの虐待なら子ども相談センターがあり、対応してくれるが、高齢者虐待や障がい者虐待に対しては、そのような機関はあるのか。 | おっしゃる通り、児童には子ども相談センターがあるが、高齢者・障がい者については、区役所ですべての対応を行うことになっており、主に対応にあたる区役所担当者は1名である。高齢者については、地域包括支援センター、障がい者については、障がい者基幹相談センターと協働して対応している。 | — | |
| 4 | 【見守りコーディネーターについて】 見守りコーディネーターへの相談は重たい相談だけではなく、スマホの使い方といった小さな相談や困りごとなどで、相談が増えるということは支え合うことができていると考えており、その中から重要な相談につながることもある。多種多様な相談を受けることで、地域の人は安心して暮らせることができ、地域福祉の推進につながっている。 | (ご意見のみで回答なし) | — | |
| 5 | 【虐待の通報件数について】 虐待通報が増えることが良くない状況ではなく、通報が増えて把握することで虐待を減らすことが重要で、通報を減らすことは、隠されたり見えなくなってしまうこともある。通報が1件入ると区役所さんは大変だが、事実関係を調査していただいて、虐待なしとの判断となればそれが一番良い。その繰り返しで、実際の虐待数が減っていけば良い。 | (ご意見のみで回答なし) | — | |